

1枚500円の「関市重度障がい者タクシー及び自家用車利用助成券」を、年間30枚を限度に交付します。タクシーを利用される場合または自家用車に燃料を給油される場合にご利用ください。なお、助成券の交付には申請が必要です。4月1日から福祉政策課または各地域事務所で交付を開始します。

照会先 福祉政策課

☎ 23-9031 ☎ 23-7748

関市重度障がい者タクシー及び 自家用車利用助成券	
助成額	500円
利用者番号	第 号
有効期限	平成22年3月31日まで有効
発行者	関市長印
利用日	年 月 日
タクシー事業者名	
給油所名	

重度障がい者タクシー 及び 自家用車利用助成



対象者：次に該当する在宅の
重度障がい者の方

- 身体障害者手帳をお持ちの方で、視覚・下肢・体幹・腎臓・呼吸器の障がいが1級から3級の方
- 療育手帳のA・A1・A2・B1をお持ちの方
- 精神保健福祉手帳の1級・2級をお持ちの方
- 厚生労働大臣が定める特定疾病による療養者

持ち物：印鑑と身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳のうちお持ちの手帳
もしくは特定疾病の受給者証

※平成20年度分のタクシー券は4月からは使用できませんので返却をお願いします。

「関市ときめき・きらめき・いきいき市民活動助成金」 の申請団体を募集します

申込・照会先 企画政策課 ☎ 23-7711

市内で活動する団体が地域の活性化のために行う事業に対し助成を行います。助成金を希望する団体は次のとおり応募してください。

募集期間 4月1日(水)
～30日(木)

助成内容

助成金名称	助成対象団体	助成対象事業	助成率	助成金の上限額
ときめき市民活動助成金	NPO法人	NPO法人の設立に要した事務備品の購入事業	事業費の3分の2以内	30万円
きらめき市民活動助成金	NPO法人	NPO法人が実施する不特定多数の者の利益の増進に資する事業	事業費の3分の2以内	100万円
いきいき市民活動助成金	市民団体	地域の振興に資する事業および市の一体化に資する事業	事業費の3分の2以内	100万円

提出書類 事業計画書、収支予算書、団体調書など（書式は、市ホームページよりダウンロードできます。）

助成事業の決定 公開の審査会において審査のうえ決定します。

制度および 申請の説明会

日時 4月14日(火) 午後7時～

場所 市役所6階・大会議室

※参加を希望する方は企画政策課までご連絡ください。